

社会福祉法人ひたかみ福祉会  
役員等の報酬及び費用弁償規程

**(目的)**

第1条 この規程は、社会福祉法人ひたかみ福祉会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

**(役員等)**

第2条 この規程で役員等とは、次の者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 各種委員会等の委員
- (4) その他理事長が必要と認めた者

**(報酬の額及び費用弁償の支給)**

第3条 報酬の額は、別表1のとおりとする。

- 2 役員等が会議に出席した場合は、その費用を弁償するものとし、その額は役員等旅費規程の規定するところによる。

**(報酬の額の制限)**

第4条 本会の役員のうち、国家公務員、地方公務員に対する報酬は支給しない。

- 2 役員並びに委員を兼務する職員に対しての報酬は支給しない。

**(補則)**

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

平成29年4月1日に施行した規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年6月11日に改正し、令和2年4月1日に遡及し適用する。

別表1（第3条関係）

区 分	報酬額	支給時期
理事長	年額 120,000 円	半期ごとに支給
監事	日額 7,000 円	監査の都度
理事・監事	日額 5,000 円	会議等の開催の都度
評議員	日額 5,000 円	会議等の開催の都度
各種委員会等の委員	日額 5,000 円	会議等の開催の都度

※ 理事長の報酬支給にあたっては、月1回以上の出勤を原則とする。

※ 同一日の開催の会議に出席した場合は、1回の出席とする。